

六 金融機関の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）

改正案	現行
<p>金融機関等の更生手続の特例等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章第三章（略）</p> <p>第四章 金融機関等の更生手続の特例</p> <p>第一節 監督庁による更生手続開始の申立て等（第六十一条・第六十四条）</p> <p>第二節 預金保険機構の権限（第六十五条・第七十七条）</p> <p>第三節 投資者保護基金の権限（第七十七条の二・第七十七条の十四）</p> <p>第五章 金融機関等の破産手続の特例</p> <p>第一節 監督庁による破産の申立て等（第七十八条・第八十一条）</p> <p>第二節 預金保険機構の権限（第八十二条・第九十四条）</p> <p>第三節 投資者保護基金の権限（第九十四条の二・第九十四条の十四）</p> <p>第五章の二 雑則（第九十四条の十五）</p> <p>第六章（略）</p> <p>附則</p>	<p>金融機関の更生手続の特例等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章第三章（略）</p> <p>第四章 金融機関の更生手続の特例</p> <p>第一節 監督庁による更生手続開始の申立て等（第六十一条・第六十四条）</p> <p>第二節 預金保険機構の権限（第六十五条・第七十七条）</p> <p>第五章 金融機関の破産手続の特例</p> <p>第一節 監督庁による破産の申立て等（第七十八条・第八十一条）</p> <p>第二節 預金保険機構の権限（第八十二条・第九十四条）</p> <p>第五章の二 雑則（第九十四条の二）</p> <p>第六章（略）</p> <p>附則</p>

(目的)

第一条 この法律は、協同組織金融機関について、利害関係人の利害を調整しつつその事業の維持更生を図るため、その更生手続に関し必要な事項を定めるとともに、金融機関等の更生手続及び破産手続について、監督庁による申立て及び預金保険機構等による預金者等のためにするこれらの手続に属する行為の代理等に関し必要な事項を定めること等により、預金者等の権利の実現を確保しつつ、これらの手続の円滑な進行を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「銀行」とは、次に掲げる者(この法律の施行地外に本店を有するものを除く。)をいう。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「証券会社」とは、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する証券会社又は外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社であつて、証券取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金にその会員として加入しているものをいう。

5 (略)

6 この法律において「顧客債権」とは、証券会社の一般顧客(証券取引法第七十九条の二十第一項に規定する一般顧客をいう。)が、証券業(

(目的)

第一条 この法律は、協同組織金融機関について、利害関係人の利害を調整しつつその事業の維持更生を図るため、その更生手続に関し必要な事項を定めるとともに、金融機関の更生手続及び破産手続について、監督庁による申立て及び預金保険機構等による預金者等のためにするこれらの手続に属する行為の代理等に関し必要な事項を定めること等により、預金者等の権利の実現を確保しつつ、これらの手続の円滑な進行を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「銀行」とは、次に掲げる者(この法律の施行地外に本店を有するものを除く。)をいう。

一・二 (略)

2・3 (略)

三 外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)第二条第一項に規定する外国為替銀行

4 (略)

証券取引法第二条第八項に規定する証券業をいう。以下この項において同じ。)(又は証券業に付随する業務(証券会社が証券取引法第三十四条第一項(外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第十四条において準用する証券取引法第三十四条第一項)により営む業務をいう。)(に係る取引に基づき、当該証券会社に対して有する債権(政令で定めるものを除く。)(をいう。

7| この法律において「監督庁」とは、次に定める行政庁をいう。

一 銀行、信用金庫及び証券会社については、内閣総理大臣とする。

二・三 (略)

8| (略)

9| (略)

10| (略)

(銀行の更生手続についての会社更生法の規定の適用)

第四条 銀行の更生手続についての会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条第一項	この法律	この法律の規定又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(以下「更生特例法」という。)(第二章
(略)	(略)	(略)

5| この法律において「監督庁」とは、次に定める行政庁をいう。

一 銀行及び信用金庫については、内閣総理大臣とする。

二・三 (略)

6| (略)

7| (略)

8| (略)

(銀行の更生手続についての会社更生法の規定の適用)

第四条 銀行の更生手続についての会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条第一項	この法律	この法律の規定又は金融機関の更生手続の特例等に関する法律(以下「更生特例法」という。)(第二章
(略)	(略)	(略)

<p>第二百五十条第二項</p>	<p>の規定</p>	<p>並びに銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第三十四条及び第三十五条（これらの規定を長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条において準用する場合を含む。）の規定</p>
------------------	------------	--

（以下略）

（会社更生法の規定を準用する場合の読替え等）

第二十条 この章（第一百九条、第三十七、三十八、三十九、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百）の規定において会社更生法の規定を準用する場合には、特別の定めがある場合を除き、同法の規定中「会社」とあるのは「協同組織金融機関（更生特例法第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。）」と、「株主」とあるのは「組合員等（更生特例法第二条第八項に規定する組合員等をいう。）」と、「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「代表取締役」とあるのは「代表理事（更生特例法第二条第九項に規定する代表理事をいう。）」と、「監査役」とあるのは「監事」と、「支配人」とあるのは「参事等（更生

<p>第二百五十条第二項</p>	<p>の規定</p>	<p>並びに銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第三十四条及び第三十五条（これらの規定を長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条及び外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）第十一条において準用する場合を含む。）の規定</p>
------------------	------------	--

（以下略）

（会社更生法の規定を準用する場合の読替え等）

第二十条 この章（第一百九条、第三十七、三十八、三十九、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百）の規定において会社更生法の規定を準用する場合には、特別の定めがある場合を除き、同法の規定中「会社」とあるのは「協同組織金融機関（更生特例法第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。）」と、「株主」とあるのは「組合員等（更生特例法第二条第六項に規定する組合員等をいう。）」と、「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「代表取締役」とあるのは「代表理事（更生特例法第二条第七項に規定する代表理事をいう。）」と、「監査役」とあるのは「監事」と、「支配人」とあるのは「参事等（更生

特例法第二条第十項に規定する参事等をいう。）」と、「営業」とあるのは「事業」と読み替えるものとする。

2 この章において準用するこの章の規定により読み替えられた会社更生法の規定中「更生特例法」とあるのは、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律をいうものとする。

3 (略)

(開始の申立て)

第三十一条 会社更生法第三十二条から第三十四条まで、第三十五条第一項、第三十六条から第三十八条まで及び第四十四条の規定は、協同組織金融機関についての更生手続開始の申立てについて準用する。この場合において、同法第三十二条第二項第五号中「目的」とあるのは「事業、地区」と、同項第六号中「発行済株式の総数、資本の額」とあるのは「組合員等（更生特例法第二条第八項に規定する組合員等をいう。）の総数（労働金庫にあつては、個人会員（労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第十三条第一項に規定する個人会員をいう。以下この号において同じ。）及び個人会員以外の会員のそれぞれの総数）、登記された出資の総額」と、同条第三項中「、株主が申立をするときはその有する株式の数を記載」とあるのは「を記載」と、同法第三十三条第二項中「債権者又は株主」とあるのは「債権者」と、「債権の額又は株式の数」とあるのは「債権の額」と、同法第三十七条第一項中「和議手続、整理手続、特別清算手続」とあるのは「和議手続」と、「、担保権」とあるのは「若しくは担保権」と、「手続若しくは企業担保権の実行手続」とあるのは「手続」と、同法第三十八条第二号中「又は株式を取得し

特例法第二条第八項に規定する参事等をいう。）」と、「営業」とあるのは「事業」と読み替えるものとする。

2 この章において準用するこの章の規定により読み替えられた会社更生法の規定中「更生特例法」とあるのは、金融機関の更生手続の特例等に関する法律をいうものとする。

3 (略)

(開始の申立て)

第三十一条 会社更生法第三十二条から第三十四条まで、第三十五条第一項、第三十六条から第三十八条まで及び第四十四条の規定は、協同組織金融機関についての更生手続開始の申立てについて準用する。この場合において、同法第三十二条第二項第五号中「目的」とあるのは「事業、地区」と、同項第六号中「発行済株式の総数、資本の額」とあるのは「組合員等（更生特例法第二条第六項に規定する組合員等をいう。）の総数（労働金庫にあつては、個人会員（労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第十三条第一項に規定する個人会員をいう。以下この号において同じ。）及び個人会員以外の会員のそれぞれの総数）、登記された出資の総額」と、同条第三項中「、株主が申立をするときはその有する株式の数を記載」とあるのは「を記載」と、同法第三十三条第二項中「債権者又は株主」とあるのは「債権者」と、「債権の額又は株式の数」とあるのは「債権の額」と、同法第三十七条第一項中「和議手続、整理手続、特別清算手続」とあるのは「和議手続」と、「、担保権」とあるのは「若しくは担保権」と、「手続若しくは企業担保権の実行手続」とあるのは「手続」と、同法第三十八条第二号中「又は株式を取得し

た」とあるのは「を取得し、又は組合員等（更生特例法第二条第八項に規定する組合員等をいう。）となつた」と、同条第三号中「破産回避又は企業担保権の実行の回避」とあるのは「破産回避」と、同条第四号中「、和議手続、整理手続又は特別清算手続」とあるのは「又は和議手続」と、同法第四十四条中「第三十九条第一項」とあるのは「更生特例法第三十二条第一項」と読み替えるものとする。

（新株式会社の設立）

第百十九条 会社更生法第二百二十六条の規定は、協同組織金融機関の更生手続において新株式会社を設立する場合について準用する。この場合において、同条第一項各号列記以外の部分中「株主」とあるのは「組合員等（更生特例法第二条第八項に規定する組合員等をいう。以下この条において同じ。）」と、同項第五号中「株主」とあるのは「組合員等」と、同項第八号中「会社から」とあるのは「協同組織金融機関（更生特例法第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。）から」と、同項第十号中「第二百二十三条」とあるのは「更生特例法第一百七十七条第二項において準用する第二百二十三条」と、同条第二項第二号中「株主」とあるのは「組合員等」と読み替えるものとする。

（新協同組織金融機関又は新株式会社の設立に関する特例）

第百四十二条 （略）

2・3 （略）

4 会社更生法第二百五十二条第一項、第二項及び第四項並びに第二百五十四条第四項並びに前条の規定は、第一項に規定する場合において新株式会社を設立することを定めたときについて準用する。この場合において

た」とあるのは「を取得し、又は組合員等（更生特例法第二条第六項に規定する組合員等をいう。）となつた」と、同条第三号中「破産回避又は企業担保権の実行の回避」とあるのは「破産回避」と、同条第四号中「、和議手続、整理手続又は特別清算手続」とあるのは「又は和議手続」と、同法第四十四条中「第三十九条第一項」とあるのは「更生特例法第三十二条第一項」と読み替えるものとする。

（新株式会社の設立）

第百十九条 会社更生法第二百二十六条の規定は、協同組織金融機関の更生手続において新株式会社を設立する場合について準用する。この場合において、同条第一項各号列記以外の部分中「株主」とあるのは「組合員等（更生特例法第二条第六項に規定する組合員等をいう。以下この条において同じ。）」と、同項第五号中「株主」とあるのは「組合員等」と、同項第八号中「会社から」とあるのは「協同組織金融機関（更生特例法第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。）から」と、同項第十号中「第二百二十三条」とあるのは「更生特例法第一百七十七条第二項において準用する第二百二十三条」と、同条第二項第二号中「株主」とあるのは「組合員等」と読み替えるものとする。

（新協同組織金融機関又は新株式会社の設立に関する特例）

第百四十二条 （略）

2・3 （略）

4 会社更生法第二百五十二条第一項、第二項及び第四項並びに第二百五十四条第四項並びに前条の規定は、第一項に規定する場合において新株式会社を設立することを定めたときについて準用する。この場合において

て、同法第二百五十二条第一項及び第二項中「第二百二十条」とあるのは「更生特例法第百十九条において準用する第二百二十六条第一項第九号」と、同法第二百五十四条第四項中「第二百五条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百七条」とあるのは「第二百七条第一項及び第二項」と、「株主」とあるのは「組合員等（更生特例法第二条第八項に規定する組合員等をいう。）」と、前条第一項及び第二項中「第百十七条第二項」とあるのは「第百十九条」と、「第二百二十三条」とあるのは「第二百二十六条第一項第十号」と、「組織変更後の株式会社」とあるのは「新株式会社」と、「組織変更の効力が生じた」とあるのは「新株式会社成立の」と読み替えるものとする。

5 (略)

第四百四十三条 (略)

2・3 (略)

4 会社更生法第二百六十条第五項の規定は、第一項に規定する場合において新株式会社を設立することを定めたときについて準用する。この場合において、同条第五項中「株主に」とあるのは、「組合員等（更生特例法第二条第八項に規定する組合員等をいう。）に」と読み替えるものとする。

5 (略)

第四章 金融機関等の更生手続の特例

第一節 (略)

第二節 (略)

第三節 投資者保護基金の権限

て、同法第二百五十二条第一項及び第二項中「第二百二十条」とあるのは「更生特例法第百十九条において準用する第二百二十六条第一項第九号」と、同法第二百五十四条第四項中「第二百五条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百七条」とあるのは「第二百七条第一項及び第二項」と、「株主」とあるのは「組合員等（更生特例法第二条第六項に規定する組合員等をいう。）」と、前条第一項及び第二項中「第百十七条第二項」とあるのは「第百十九条」と、「第二百二十三条」とあるのは「第二百二十六条第一項第十号」と、「組織変更後の株式会社」とあるのは「新株式会社」と、「組織変更の効力が生じた」とあるのは「新株式会社成立の」と読み替えるものとする。

5 (略)

第四百四十三条 (略)

2・3 (略)

4 会社更生法第二百六十条第五項の規定は、第一項に規定する場合において新株式会社を設立することを定めたときについて準用する。この場合において、同条第五項中「株主に」とあるのは、「組合員等（更生特例法第二条第六項に規定する組合員等をいう。）に」と読み替えるものとする。

5 (略)

第四章 金融機関の更生手続の特例

第一節 (略)

第二節 (略)

(届出期間を定める場合の特例)

第一百七十七条の二 裁判所は、証券会社について更生手続開始の決定をしようとするときは、あらかじめ、会社更生法第四十六条の規定により定める同条第一号の届出期間について、投資者保護基金(証券取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金であつて、当該証券会社が加入しているものをいう。以下「基金」という。)の意見を聴かなければならない。

(送達の特例)

第一百七十七条の三 証券会社について更生手続開始の決定をしたときは、更生債権者である顧客(顧客債権に係る債権者をいう。以下同じ。)に対しては、会社更生法第四十七条第二項の規定による送達は、することを要しない。

2 前項に規定する場合には、基金に対して、会社更生法第四十七条第一項各号に掲げる事項及び更生手続を開始することの可否についての調査委員の意見の要旨を記載した書面を送達しなければならない。

3 証券会社の更生手続において、第一百七十七条の五第一項の規定による顧客表の提出があるまでに、会社更生法第四十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項に変更を生じた場合又は更生手続開始決定取消しの決定が確定した場合においては、更生債権者である顧客であつて同法第二百二十五条第一項の規定による届出をしていないものに対しては、同法第四十七条第三項において準用する同条第二項又は同法第五十一条第二項において準用する同法第四十七条第二項の規定による送達は、することを要しない。

4 前項に規定する場合においては、基金に対して、会社更生法第四十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項について生じた変更の内容又は更生手続開始決定取消しの決定の主文を記載した書面を送達しなければならぬ。

(顧客表の作成及び縦覧等)

第七十七条の四 基金は、前条第二項の規定による送達を受けたときは、遅滞なく、知れている更生債権である顧客債権（基金が債権者であるものを除く。）について次に掲げる事項を記載した顧客表を作成しなければならぬ。

一 顧客の氏名及び住所

二 顧客債権の内容及び原因

三 議決権（会社更生法第一百三十二条第二項に規定する議決権をいう。）の額

四 顧客債権が会社更生法第二百一十一条第一号又は第二号に掲げる債権であるときは、その旨

2 基金は、顧客表を作成したときは、直ちに、その旨及び縦覧の場所を公告するとともに、裁判所の定めた届出期間の末日の前日までの間、顧客表を顧客の縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定による顧客表の縦覧の開始の日は、裁判所の定めた届出期間の末日の前日の二週間以上前の日でなければならない。

4 基金は、顧客表を縦覧に供することを開始した後、当該顧客表に記載されていない顧客債権（基金が債権者であるものを除く。）があることを知ったときは、遅滞なく、当該顧客表に、当該顧客債権に係る第一項

各号に掲げる事項の記載の追加をしなければならない。当該顧客表に記載されている顧客債権について当該顧客債権に係る債権者の利益となる記載の変更を行うべきことを知ったときも、同様とする。

5 基金は、顧客表を縦覧に供することを開始した後でも、当該顧客表に記載されている顧客の承諾を得て、当該顧客に係る顧客債権について、その記載を削除し、又は当該顧客の不利益となる記載の変更を行うことができる。ただし、当該顧客表に記載されている顧客に係る顧客債権を、証券取引法第七十九条の五十七第四項の規定により取得した場合において、当該顧客債権について、その記載を削除し、又は当該顧客の不利益となる記載の変更を行うときは、当該顧客の承諾を要しない。

(顧客表の提出)

第七十七条の五 基金は、裁判所のでめた届出期間の末日に、前条の規定により作成した顧客表を裁判所に提出しなければならない。

2 前条第四項前段の規定は、基金が、顧客表を裁判所に提出した後、当該顧客表に記載されていない顧客債権（基金が債権者であるもの及び既に顧客が裁判所に届け出ているものを除く。）があることを知った場合について準用する。

3 前項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加は、更生計画案審理のための関係人集会が終わった後は、することができない。

4 会社更生法第二百二十五条第三項の規定は、第一項の規定による顧客表の提出及び第二項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加について準用する。

5 顧客表及び前項において準用する会社更生法第二百五条第三項の規定による届出に関する書類は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

(顧客表の提出の効果)

第七十七条の六 会社更生法の規定の適用については、前条第一項の規定により提出された顧客表に記載されている顧客債権（顧客が当該提出があるまでに同法第二百五条第一項の規定により届け出たものを除く。）については裁判所の定めた届出期間内に届出があつたものと、前条第二項において準用する第七十七条の四第四項前段の規定による記載の追加に係る顧客債権については同法第二百二十七条第一項の規定による届出の追完があつたものとみなす。

(顧客の参加)

第七十七条の七 前条の規定により届出又は届出の追完があつたものとみなされる顧客債権（基金が会社更生法第二百二十八条第一項の規定による届出名義の変更を受けたものを除く。以下この条及び次条において同じ。）に係る債権者は、自ら更生手続に参加しようとするときは、その旨を裁判所に届け出なければならぬ。ただし、更生債権の確定に関する訴訟に関する行為については、この限りでない。

2 前項の規定による届出（以下この条及び次条において「参加の届出」という。）は、更生手続が終了するまでの間、することができる。

3 参加の届出があつたときは、裁判所は、これを基金に通知しなければならぬ。

4 参加の届出をした顧客は、前条の規定により届出又は届出の追完があ

ったものとみなされる当該顧客に係る顧客債権の全部をもって自ら更生
手続に参加するものとする。

(投資者保護基金の権限)

第七十七条の八 基金は、第七十七条の六の規定により届出又は届出
の追完があつたものとみなされる顧客債権に係る債権者(参加の届出を
した顧客を除く。以下この節において「基金代理顧客」という。)のた
めに、当該基金代理顧客に係る顧客債権(以下この節において「基金代
理債権」という。)をもって、更生手続に属する一切の行為(更生債権
及び更生担保権調査の期日において、基金が異議を述べた基金代理債権
に係る更生債権の確定に関する訴訟に関する行為を除く。)をするもの
とする。ただし、基金代理債権に係る届出を取り下げ、若しくは基金代
理債権に関する届出に係る事項について当該基金代理債権に係る基金代
理顧客の不利益となる変更を加えようとするとき、又は基金代理債権に
係る更生債権の確定に関する訴訟において、民事訴訟法第三十二条第二
項第一号若しくは第二号に掲げる訴訟行為をしようとするときは、当該
基金代理債権に係る基金代理顧客の授權がなければならない。

(投資者保護基金の義務)

第七十七条の九 基金は、基金代理顧客のために、公平かつ誠実に前条
の行為をしなければならない。

2 基金は、基金代理顧客に対し、善良な管理者の注意をもって前条の行
為をしなければならない。

(届出に係る事項の変更)

第七十七条の十 基金は、基金代理債権に関する届出に係る事項につい

て当該基金代理債権に係る基金代理顧客の利益となる変更を加えるべきことを知ったときは、遅滞なく、当該届出に係る事項について変更を加えなければならない。

2 第七十七条の五第三項の規定は、前項の変更について準用する。

3 第一項の規定による変更は、会社更生法の規定の適用については、この章に別段の定めがある場合を除き、同法第二百二十七条第四項の規定による変更とみなす。

(特別期の費用)

第七十七条の十一 基金代理債権に係る会社更生法第三十八条第二項

(同法第三十九条及び第四十条において準用する場合を含む。)に規定する特別期日(以下この条において「特別期日」という。)の費用は、基金の負担とする。ただし、基金は、同法第八十九条の規定により原状に復した顧客債権について調査するため特別期日が定められた場合その他の相当の事由がある場合には、基金代理顧客に当該費用の全部又は一部の償還を求めることができる。

(異議の通知)

第七十七条の十二 更生債権及び更生担保権調査の期日において基金代理債権について異議があったとき(基金が当該基金代理債権について異議を述べたときを除く。)は、基金は、遅滞なく、その旨を当該基金代理債権に係る基金代理顧客に通知しなければならない。

2 更生債権及び更生担保権調査の期日において基金が基金代理債権について異議を述べたときは、裁判所は、これを当該基金代理債権に係る基金代理顧客に通知しなければならない。

(議決権の行使のための通知及び公告)

第一百七十七条の十三 基金は、会社更生法第二百条第一項(同法第二百七十一條第二項において準用する場合を含む。)の關係人集会において基金代理顧客のために議決権を行使しようとするときは、当該關係人集会の第一期日の二週間前までに、同意しようとする更生計画の内容を基金代理顧客に通知するとともに公告しなければならない。

(投資者保護基金がする通知等)

第一百七十七条の十四 第一百七十七条の十二第一項及び前条の規定による通知は、書類を通常の取扱いによる郵便に付してすることができる。この場合においては、会社更生法第十四條第四項の規定を準用する。

2 会社更生法第十二條の規定は、第一百七十七条の四第二項及び前条の規定による公告について準用する。

第五章 金融機関等の破産手続の特例

第一節 監督庁による破産の申立て等

(破産の申立て等)

第一百七十八条 監督庁は、金融機関及び証券会社(以下この節において「金融機関等」という。)に破産の原因たる事実があるときは、裁判所に対し、破産の申立てをすることができる。

2 第六十一条第二項の規定は、内閣総理大臣が前項の規定によりする金融機関の破産の申立てについて準用する。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により証券会社の破産の申立てをすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し

第五章 金融機関の破産手続の特例

第一節 監督庁による破産の申立て等

(破産の申立て等)

第一百七十八条 監督庁は、金融機関に破産の原因たる事実があるときは、裁判所に対し、破産の申立てをすることができる。

2 第六十一条第二項の規定は、内閣総理大臣が前項の規定によりする破産の申立てについて準用する。

、大蔵大臣に協議しなければならない。

4| (略)

5| (略)

(監督庁への通知)

第七十九條 金融機関等について破産の申立てがあつたとき(前条第一項の規定により監督庁が破産の申立てをしたときを除く。)は、裁判所は、監督庁にその旨を通知しなければならない。

(保全処分の申立て等)

第八十條 金融機関等について破産の申立てがあつた場合においては、監督庁は、破産法第五十五条第一項(同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。)に規定する申立てをすることができる。

2・3 (略)

(破産の申立棄却に対する抗告)

第八十一条 (略)

第二節 (略)

第三節 投資者保護基金の権限

(債権届出の期間を定める場合の特例)

第九十四条の二 裁判所は、証券会社について破産の宣告をしようとするときは、あらかじめ、破産法第四十二条第一項(同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により定める同法第四十二条第一項第一号の債権届出の期間について、基金の意見を聴かなければならない。

(送達の特例)

3| (略)

4| (略)

(監督庁への通知)

第七十九條 金融機関等について破産の申立てがあつたとき(前条第一項の規定により監督庁が破産の申立てをしたときを除く。)は、裁判所は、監督庁にその旨を通知しなければならない。

(保全処分の申立て等)

第八十條 金融機関等について破産の申立てがあつた場合においては、監督庁は、破産法第五十五条第一項(同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。)に規定する申立てをすることができる。

2・3 (略)

(破産の申立棄却に対する抗告)

第八十一条 (略)

第二節 (略)

第九百九十四条の三 証券会社について破産の宣告をしたときは、債権者である顧客に対しては、破産法第四百三十三条第二項（同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による送達は、することを要しない。

2 前項に規定する場合においては、基金に対して、破産法第四百三十三条第一項各号（同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。）

（）に掲げる事項を記載した書面を送達しなければならない。

3 証券会社の破産手続において、第九百九十四条の五第一項の規定による顧客表の提出があるまでに、破産法第四百三十三条第一項第二号若しくは第三号（これらの規定を同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に変更を生じた場合又は破産取消しの決定若しくは強制和議取消しの決定が確定した場合においては、債権者である顧客であつて同法第二百二十八条第一項の規定による届出をしていないものに対しては、同法第四百三十三条第三項（同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。）又は同法第五百十六条第二項（同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第四百三十三条第二項の規定による送達は、することを要しない。

4 前項に規定する場合においては、基金に対して、破産法第四百三十三条第一項第二号若しくは第三号（これらの規定を同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項について生じた変更の内容又は破産取消しの決定若しくは強制和議取消しの取消しの決定の主要な記載した書面を送達しなければならない。

(顧客表の作成及び縦覧等)

第百九十四条の四 基金は、前条第二項の規定による送達を受けたときは、遅滞なく、知れている顧客債権（基金が債権者であるものを除く。）について次に掲げる事項を記載した顧客表を作成しなければならない。

一 顧客の氏名及び住所

二 顧客債権の額及び原因

三 顧客債権が破産法第四十六条第一号又は第二号に掲げる請求権を含むときは、その旨

2 基金は、顧客表を作成したときは、直ちに、その旨及び縦覧の場所を公告するとともに、裁判所の定めた債権届出の期間の末日の前日までの間、顧客表を顧客の縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定による顧客表の縦覧の開始の日は、裁判所の定めた債権届出の期間の末日の前日の二週間以上前の日でなければならない。

4 基金は、顧客表を縦覧に供することを開始した後、当該顧客表に記載されていない顧客債権（基金が債権者であるものを除く。）があることを知ったときは、遅滞なく、当該顧客表に、当該顧客債権に係る第一項各号に掲げる事項の記載の追加をしなければならない。当該顧客表に記載されている顧客債権について当該顧客債権に係る債権者の利益となる記載の変更を行うべきことを知ったときも、同様とする。

5 基金は、顧客表を縦覧に供することを開始した後でも、当該顧客表に記載されている顧客の承諾を得て、当該顧客に係る顧客債権について、その記載を削除し、又は当該顧客の不利益となる記載の変更を行うことができる。ただし、当該顧客表に記載されている顧客に係る顧客債権を

、証券取引法第七十九条の五十七第四項の規定により取得した場合において、当該顧客債権について、その記載を削除し、又は当該顧客の利益となる記載の変更を行うときは、当該顧客の承諾を要しない。

(顧客表の提出)

第百九十四条の五 基金は、裁判所のでめた債権届出の期間の末日に、前条の規定により作成した顧客表を裁判所に提出しなければならない。

2 前条第四項前段の規定は、基金が、顧客表を裁判所に提出した後、当該顧客表に記載されていない顧客債権（基金が債権者であるもの及び既に顧客が裁判所に届け出ているものを除く。）があることを知った場合について準用する。

3 破産法第二百二十八条第三項の規定は、第一項の規定による顧客表の提出及び前項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加について準用する。

4 顧客表及び前項において準用する破産法第二百二十八条第三項の規定による届出に関する書類は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

(顧客表の提出の効果)

第百九十四条の六 破産法の規定の適用については、前条第一項の規定により提出された顧客表に記載されている顧客債権（顧客が当該提出があるまでに同法第二百二十八条第一項の規定により届け出たものを除く。）

() については裁判所のでめた債権届出の期間内に届出があつたものと、前条第二項において準用する第百九十四条の四第四項前段の規定による記載の追加に係る顧客債権については裁判所のでめた債権届出の期間後

に届出があつたものとみなす。

(顧客の参加)

第百九十四条の七 前条の規定により届出があつたものとみなされる顧客債権(基金が届出名義の変更を受けたものを除く。以下この条及び次条において同じ。)に係る債権者は、自ら破産手続に参加しようとするときは、その旨を裁判所に届け出なければならぬ。ただし、債権の確定に関する訴訟に関する行為については、この限りでない。

2 前項の規定による届出(以下この条及び次条において「参加の届出」という。)は、破産手続が終了するまでの間、することができる。

3 参加の届出があつたときは、裁判所は、これを基金に通知しなければならぬ。

4 参加の届出をした顧客は、前条の規定により届出があつたものとみなされる当該顧客に係る顧客債権の全部をもって自ら破産手続に参加するものとする。

(投資者保護基金の権限)

第百九十四条の八 基金は、第百九十四条の六の規定により届出があつたものとみなされる顧客債権に係る債権者(参加の届出をした顧客を除く。以下この節において「基金代理顧客」という。)のために、当該基金代理顧客に係る顧客債権(以下この節において「基金代理債権」という。)をもって、破産手続に属する一切の行為(債権調査の期日において、基金が異議を述べた基金代理債権に係る債権の確定に関する訴訟に関する行為を除く。)をするものとする。ただし、基金代理債権に係る届出を取り下げ、若しくは基金代理債権に関する届出に係る事項について

当該基金代理債権に係る基金代理顧客の不利益となる変更を加えようとするとき、又は基金代理債権に係る債権の確定に関する訴訟において、民事訴訟法第三十二条第二項第一号若しくは第二号に掲げる訴訟行為をしようとするときは、当該基金代理債権に係る基金代理顧客の授權がなければならぬ。

(投資者保護基金の義務)

第九十四条の九 基金は、基金代理顧客のために、公平かつ誠実に前条の行為をしなければならぬ。

2 基金は、基金代理顧客に対し、善良な管理者の注意をもって前条の行為をしなければならぬ。

(届出に係る事項の変更)

第九十四条の十 基金は、基金代理債権に関する届出に係る事項について当該基金代理債権に係る基金代理顧客の利益となる変更を加えるべきことを知ったときは、遅滞なく、当該届出に係る事項について変更を加えなければならぬ。

(特別期の費用)

第九十四条の十一 基金代理債権に係る破産法第二百三十四条第二項(同法第二百三十五条及び第二百三十六条において準用する場合を含む)以下この条において同じ。()に規定する特別期日(以下この条において「特別期日」という。)の費用は、同法第二百三十四条第二項後段の規定にかかわらず、基金の負担とする。ただし、基金は、同法第七十九条の規定により原状に復した顧客債権について調査するため特別期日が定められた場合その他の相当の事由がある場合には、基金代理顧客に当該

費用の全部又は一部の償還を求めることができる。

(異議の通知)

第百九十四条の十二 債権調査の期日において基金代理債権について異議があつたとき(基金が当該基金代理債権について異議を述べたときを除く。)(は、基金は、遅滞なく、その旨を当該基金代理債権に係る基金代理顧客に通知しなければならない。

2 債権調査の期日において基金が基金代理債権について異議を述べたときは、裁判所は、これを当該基金代理債権に係る基金代理顧客に通知しなければならない。

(議決権の行使のための通知及び公告)

第百九十四条の十三 基金は、破産法第二百九十九条第一項に規定する債権者集会において基金代理顧客のために議決権を行使しようとする場合において、同条第三項の規定により同項に規定する書面の送達を受けたときは、当該書面に記載された強制和議の条件及び監査委員の意見の要領並びに当該強制和議に係る基金の議決権の行使について必要な事項を当該基金代理顧客に通知するとともに公告しなければならない。

(投資者保護基金がする通知等)

第百九十四条の十四 第百九十四条の十二第一項又は前条の規定による通知は、書類を通常の取扱いによる郵便に付してすることができる。

2 前項の規定により書類を通常の取扱いによる郵便に付して発送した場合においては、その郵便物が通常到達すべきであつた時に、通知があつたものとみなす。

3 第百九十四条の四第二項及び前条の規定による公告は、官報及び時事

に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してしなければならない。

4 破産法第百十五条第二項の規定は、第百九十四条の四第二項及び前条の規定による公告について準用する。

第五章の二 雑則

(金融監督庁長官への権限の委任)

第百九十四条の十五 内閣総理大臣は、この法律による権限(第百七十八条第一項の規定による破産の申立て(金融機関に係るものに限る。))を除く。)を金融監督庁長官に委任する。

第五章の二 雑則

(金融監督庁長官への権限の委任)

第百九十四条の二 内閣総理大臣は、この法律による権限(第百七十八条第一項の規定による破産の申立てを除く。)を金融監督庁長官に委任する。